

総会

配布：一般

2013年3月20日

第67会期

議事日程議題 69(c)

2012年12月20日に総会で採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/67/457/Add.3 および Corr.1) に基づく]

67/181 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況

総会は、

国際連合の加盟国は、人権および基本的自由を促進しまた保護し、そして様々な国際文書の下で引き受けてきた義務を遂行する義務を有していることを再確認し、

朝鮮民主主義人民共和国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約¹、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約¹、児童の権利に関する条約²および女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約³の当事国であることに注意し、

普遍的定期審査過程における朝鮮民主主義人民共和国の参加を認識し、2010年3月に採択された、その普遍的定期審査の成果報告書⁴に含まれた勧告がその支援を享受していることについて、朝鮮民主主義人民共和国の立場を明瞭に表現することを同国が継続して拒否していることに重大な懸念を表明し、そして同報告書に含まれた勧告を実施する朝鮮民主主義人民共和国による行動が継続して欠けていることを遺憾に思い、

朝鮮民主主義人民共和国が当事国である四つの条約の下での条約監視機関の結びの所見を想起し、朝鮮民主主義人民共和国における健康状況を改善するため同国政府および国際連合児童基金並びに世界

¹ 決議 2200 A (XXI)、添付書類を見よ。

² 国際連合、条約集、vol. 1577、No. 27531

³ 同書、vol. 1249、No. 20378

⁴ A/HRC/13/13

保健機関との間で確立された共同作業および子どもの教育の質を改善するため国際連合児童基金と確立した共同作業に謝意をもって留意し、

朝鮮民主主義人民共和国における国際連合開発計画の活動の穏当な規模での再開に関する決定に留意しそして諸計画が援助を必要としている人々の利益になることを確保するために国際社会との朝鮮民主主義人民共和国政府の関与を奨励し、

迅速な作物と食糧の安全上の評価および同国における国民の栄養調査を実行する目的のために朝鮮民主主義人民共和国政府と世界食糧計画、国際連合児童基金および国際連合食糧農業機関との間の確立された協力並びに世界食糧計画と調印された基本合意書もまた留意し、世界食糧計画による立ち入りにおける進歩が限定的であることを認識し、そして全ての国際連合機関に対して一層の立ち入りを提供することの重要性を強調し、

2005年12月16日の60/173、2006年12月19日の61/174、2007年12月18日の62/167、2008年12月18日の63/190、2009年12月18日の64/175、2010年12月21日の65/225および2011年12月19日の66/174の総会諸決議並びに2003年4月16日の2003/10⁵、2004年4月15日の2004/13⁶および2005年4月14日の2005/11⁷の人権委員会諸決議、2006年6月30日の人権理事会決定1/10²⁸並びに2008年3月17日の7/15⁹、2009年3月26日の10/16¹⁰、2010年3月25日の13/14¹¹、2011年3月24日の16/8¹²および2012年3月22日の19/13¹³の人権理事会諸決議を想起し、そしてこれらの諸決議の実施を達成することを目的とした国際社会の調整された取組を強化する国際社会の必要性に注意し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する特別報告者の報告書¹⁴に留意し、彼がまだ同国を訪問することを許されていないことおよび彼が朝鮮民主主義人民共和国当局からの協力を受けていな

⁵ 経済社会理事会公式記録、2003年、補遺 No. 3 (E/2003/23)、第二章、A節を見よ。

⁶ 同書、2004年、補遺 No. 3 (E/2004/23)、第二章、A節。

⁷ 同書、2005年、補遺 No. 3 および正誤表 (E/2005/23 and Corr.1 and 2)、第二章、A節。

⁸ 総会公式記録、第61会期、補遺 No. 53 (A/61/53)、第二章、B節を見よ。

⁹ 同書、第63会期、補遺 No. 53 (A/63/53)、第二章。

¹⁰ 同書、第64会期、補遺 No. 53 (A/64/53)、第二章、A節。

¹¹ 同書、第65会期、補遺 No. 53 および正誤表 (A/65/53 and Corr.1)、第二章、A節。

¹² 同書、第66会期、補遺 No. 53 (A/66/53)、第二章、A節。

¹³ 同書、第67会期、補遺 No. 53 および正誤表 (A/67/53 and Corr.1)、第三章、A節。

¹⁴ A/67/370。

いことを遺憾とし、また決議 66/174¹⁵に従って提出された朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する事務総長の包括的報告書にもまた留意し、

同国における人権と人権状況の改善に寄与し得る朝鮮人の間の対話の重要性に留意し、

朝鮮人全体の緊急の人道懸念である国境を越えた離散家族の再統合が停止されていることに悲しみをもって留意し、また可能な限り早期に再開されることおよびより大きな規模でまた定期的な更なる再統合の為の取組が、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および国外離散朝鮮人構成員により為されることを望み、

指導力の継承にもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国における著しい執拗な人権状況の悪化を深く懸念し、

1. 以下のことについて総会の非常に重大な懸念を表明する。

(a) 以下のことを含む、朝鮮民主主義人民共和国における市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の、組織的な、広汎なそして深刻な侵害の継続した報告が持続していること。

(i) 拘禁の非人間的な状態、公開処刑、裁判外および恣意的な拘禁を含む、拷問および他の残虐な、非人間的な若しくは品位を落とす取扱又は刑罰；公正な裁判保証および独立した司法組織を含む、適法手続および法の支配の欠如；政治的および宗教的理由により死刑を課すこと；三世代まで拡大される連体罰；および強制労働の広汎な使用。

(ii) 重大な人権侵害が行われている、数多くの犯罪者収容所の存在。

(iii) 許可無く同国を離れるか離れようと試みる者若しくはその家族についての刑罰並びに帰国した人についての刑罰を含む、同国内を自由に移動することや海外に旅行することを望むあらゆる者に課せられた制限。

(iv) 朝鮮民主主義人民共和国に追放されたか帰国した難民や亡命希望者の状況および留置、拷問、残虐な、非人間的な若しくは品位を落とす取扱または死刑に至る、海外から送還されてきた朝鮮民主主義人民共和国の国民に課せられた制裁、そしてこれに関連して、全ての国家に対し、保護を求める者の人権を保護する目的で、ノン・ルフールマンの基本的原則を尊重すること、保護を求める者を人道的に取り扱うことおよび国際連合難民高等弁務官およびその事務所への妨害のない立ち入りを確保するこ

¹⁵ A/67/362.

とを強く促し、そして難民の地位に関する 1951 年条約¹⁶およびその 1967 年議定書¹⁷の当事国に対し、これらの法的文書により扱われる朝鮮民主主義人民共和国からの難民に関連して、それらの下での義務を遵守することを再度促す。

(v) 言論および表現の自由を行使する個人とその家族の迫害のような手段による、思想、良心、宗教、言論および表現、平和的な集会や結社の自由、プライバシーの権利および情報に対する平等な利用に関するやたらと広がるまた厳しい制限、そして自らの国の公務の実施において、直接または自由に選ばれた代表を通して、携わる者の権利。

(vi) 厳しい栄養失調、広汎な健康問題および朝鮮民主主義人民共和国における住民、とりわけ特に女性、子どもや高齢者という保護されない集団に属している者にとっての他の苦難をもたらした経済的、社会的および文化的権利の侵害。

(vii) 女性の人権および基本的自由の継続的侵害、とりわけ女性に国を去ることを強いる内部条件の創設および売春若しくは強制結婚を目的とした取引の犠牲者に陥る危険並びに人の密売、強制堕胎、経済分野におけるものを含むジェンダーに基づく差別およびジェンダーに基づく暴力そしてそのような暴力に対する継続的な刑事責任の免除。

(viii) 子どもの人権と基本的自由の侵害についての継続的な報告、とりわけ多くの子ども達の基本的な経済的、社会的および文化的権利に対する利用権の継続した欠如、およびこれに関連して特に帰国した若しくは送還された子ども、ストリートチルドレン、障害児、親が拘束された子ども、拘禁下若しくは施設で生活している子ども並びに法に抵触している子どもが直面している脆弱な状況に留意する。

(ix) 障害者のための小さな進展があったことを認識しつつ、障害者の人権と基本的自由の侵害についての継続的な報告、特に集団的収容所や子どもの数および間隔について自由に且つ確実に決定するため障害者の権利を対象とする強制措置の使用におけるもの。

(x) 結社の自由および団体交渉の権利、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約¹の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により示されたストライキをする権利、および児童の権利条約²の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により示された子どもの経済的搾取並びに何らかの有害な若しくは危険な子どもの仕事の禁止を含む、労働者の権利の侵害。

(b) 人権理事会決議 7/15⁹、10/16¹⁰、13/14¹¹、16/8¹²および 19/13¹³における同理事会による職務権限の更新にもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する特別報告者の職務権限を認識すること若しくは彼との協力を拡大することの朝鮮民主主義人民共和国政府の継続した拒絶。

¹⁶ 国際連合、条約集、vol. 189, No. 2545.

¹⁷ 同書、vol. 606, No. 8791.

(c) 勧告が人権理事会による朝鮮民主主義人民共和国の普遍的定期審査後のその支援を享受したことを明瞭に表現すること若しくは勧告の履行に対する同国の誓約を表明することの朝鮮民主主義人民共和国政府の継続した拒絶そして最終的な成果文書⁴に含まれた勧告を実施する行動が今日まで取られていないことに重大な懸念を表明する。

2. 他の主権国家の国民の人権を侵害する、強制失踪の形態の拉致に関する国際的関心の未解決の問題に総会の非常に深刻な懸念を強調し、そしてこれに関連して朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、拉致された者の即時帰還を確保することによるものを含む、透明なやり方で、これらの問題を、既存の経路を通したものを含んで、緊急に解決することを強く求める。

3. 著しい食料不足の結果をもたらす農業生産における構造的な弱点と作物栽培および食糧貿易に関する増加しつつある国の制約により合成された、一部は頻繁な自然災害の結果としての、同国における、食料の入手可能性および食料の入手の深刻な悪化を含む、不安定な人道的状況並びにいくらかの進展にもかかわらず、かなりの割合の子どもの肉体的および精神的発達に影響し続けている、とりわけ最も脆弱な集団、妊婦、乳児および子ども並びに高齢者の中の、長期にわたる深刻な栄養失調の蔓延、に総会の非常に深い懸念を表明し、またこれに関連して、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、必要な場合には、国際的な資金供与機関と協力しつつまた人道援助を監視する国際的基準に従って、防止的な行動と救済的な行動を取ることを促す。

4. 立ち入りの拒絶にもかかわらず特別報告者の職務権限を実行することにおいて今日までに果たされた活動に対してまた彼の継続的努力に対して特別報告者を賞賛する。

5. 全ての人権および基本的自由を尊重することをまたこれに関連して、次のことを行うことを朝鮮民主主義人民共和国政府に強く促す。

(a) 特に、総会、人権委員会および人権理事会の上述の諸決議並びに普遍的定期審査の文脈において人権理事会によりまた国際連合特別手続や条約機関により朝鮮民主主義人民共和国に対して宛てられた勧告に定められた措置を十分に履行することにより、上で強調された組織的、広汎な且つ深刻な人権侵害に直ちに終わりをもたらしこと。

(b) その住民を保護すること、刑事責任の免除の問題に対処することおよび人権侵害に対して責任を有する者を独立した司法制度の前で訴追することを確保すること。

(c) 難民流出の結果につながる根本原因に取り組みそして人身密売、取引および強要により難民を利用する者を、被害者を有罪とせずに、訴追することおよび朝鮮民主主義人民共和国に追放されたか若しくは帰還した朝鮮民主主義人民共和国国民が、安全且つ尊厳をもって帰還でき、人道的に取り扱われそしていかなる種類の刑罰も受けさせられないことを確保すること。

(d) 朝鮮民主主義人民共和国に対する完全、自由なおよび妨げられない立ち入りを特別報告者に与えることを含む、彼に対するまた十分に必要の人権状況の評価が為されるように、他の国際連合人権制度に対して同国の十分な協力を拡大すること。

(e) 同国における人権状況を改善することを目的とした、近年国際連合人権高等弁務官により追求されたように、人権の分野において、同高等弁務官並びに同事務所との技術的協力活動に従事することおよび人権理事会による普遍的定期審査において為された勧告を実施することに励むこと。

(f) 国際労働機関との協力に従事すること。

(g) 国際連合人道機関とのその協力を継続しまた増強すること。

(h) 人道援助に対する完全な、安全なそして妨害のない利用を確保することおよび同国がそうすることを約束したように、人道原則に従って必要性に基づき同国のあらゆる部分に人道援助の公平な提供を保証することを人道機関に認めるための措置を講じることおよび適切な食料の利用権を確保しそして持続可能な農業、堅実な食料生産配分措置を通したものおよび食料部門により多くの基金を配分することによるものを含むより効果的な食料安全保障政策を実施すること、並びに人道援助の適切な監視を確保すること。

(i) 国際連合国別現地チームおよび開発機関が、ミレニアム開発目標の達成に向けた進展を加速することを含む、一般市民の生活条件を改善することに直接貢献できるように、国際的な監視および評価手続に従って、それらとの協力を改善すること。

(j) 人権条約機関との対話を可能とする、残余の国際人権条約を批准することおよび加入することを考慮すること。

6. 総会の第 68 会期に朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の総会の検討を継続することを決定し、またこの目的のために事務総長に対し、朝鮮民主主義人民共和国における状況に関する包括的報告書を提出することを要請しそして特別報告者に対し、彼の調査結果および勧告を報告し続けることを要請する。

第 60 回本会合

2012 年 12 月 20 日